

マイナンバーカード申請・交付 マイナポイント申請サポート

臨時申請窓口

開催日 11月12日(土)

会場 亀岡市役所 1階

時間 9:00~12:00 13:00~17:00



①カードを作る

マイナンバーカード申請

【もちもの】

- ①本人確認書類
- ②マイナンバー通知カード
もしくは、QRコード付き申請書
※紛失した場合、本人確認書類の
提示で再発行が可能です

【注意事項】

- ・申請後、カードの交付まで
1~2ヶ月ほどかかります

マイナポイントを受け取るには、
12月末までに申請する
必要があります！

②カードを受け取る

マイナンバーカード交付

【もちもの】

- ①本人確認書類
- ②交付通知書

【注意事項】

- ・受け取り後、最大24時間は
マイナポイントの申請が
できないことがあります



③マイナポイントをもらう

マイナポイント申請サポート

【もちもの】

- ①マイナンバーカード
(4桁の暗証番号が必要です)
- ②対象のキャッシュレス決済サービス
(カードや、アプリがインストールされた
スマホなど)
- ③金融機関の口座番号(本人名義)が
わかるもの(通帳・キャッシュカード等)
(公金受取口座の登録をご希望の方のみ)

申請は2月末まで！



【注意事項】

- ・ご利用のキャッシュレス決済によって、
ご自身で事前登録が必要なものが
あります

- (例)・HOPカード→パスワードの設定
・ICOCA→ポイントの利用登録
・クレジットカード→決済サービスIDの取得

※市役所では、事前登録ができませんので
ご注意ください

※対象のキャッシュレス決済や事前
登録の有無についてはQRコード
からご確認ください⇒



※マイナポイントは、マイナンバーカードの交付後に申請することができます

(問) 亀岡市役所(平日8:30~17:15)

①②:市民課 0771-25-5019 ③:商工観光課 0771-25-5033